

II 自由論題

のれんの本質，評価および構成要素

白 在 龍

福岡大学大学院

要 旨

のれんの本質理解には未だ混乱がみられるように思われる。混乱の原因は、従来ののれんに係る諸説がのれんの本質，評価および構成要素を区別せず，それらのすべてをのれんの本質としたことにあると思われる。本稿では，のれんの本質に関する従来の諸説（超過収益力説，差額説，潜在的無形資産説）を分析整理した上，のれんの本質，評価および構成要素を明らかにする。のれんの本質は，企業における将来の超過収益力である。のれんは，現段階では，企業価値と識別可能純資産額の差額として評価されているが，将来，測定技術が向上すれば「超過利益の割引現在価値」で測定すべきと思われる。のれんは，潜在的無形資産および相乗効果により構成される。この結論は，従来主として論じられてきた買入のれんのみではなく，自己創設のれんを含むすべてののれんに当てはまると思われる。

1. はじめに

2003年10月に公表された日本の企業結合会計基準では、のれんを「被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額」(企業結合に係る会計基準、二八)と定義¹⁾している。アメリカの企業結合会計基準(SFAS 141, pars. 43, F1)でもほぼ同じような内容がみられる。これらの会計基準では、一方ではのれんを超過収益力もしくは非差額とみなしながら、他方ではのれんを差額として定義²⁾している。現段階では、のれんの超過収益力説がより多く支持されているように思われるが、議論の余地が残っているため、会計基準ではのれんを差額として定義しているように思われる。

のれんの本質理解には未だ混乱がみられるのは、従来ののれんの諸説がのれんの本質、評価および構成要素を区別せず、それらのすべてをのれんの本質としたことにあると思われる。したがって、同じくのれんの本質に関する論説であっても解釈の側面が異なっていたため、のれんの本質を正確に把握することに支障をもたらしてきたと思われる。

そこで、本稿では、のれんの本質に関する過去の諸説を分析し、それらをのれんの本質、評価および構成要素の三つに整理することによって、のれんの本質理解の混乱を解消することを試みる。

2. のれんの本質

のれんの本質(若しくは概念)に関する論説には、超過収益力説(Excess profit concept)、差額説(Residuum concept)、潜在的無形資産説(Momentum concept)があ

る(Tearney, 1971, p. 43³⁾)。以下、これら3説を検討することにする。

2.1 超過収益力説

超過収益力説は、「企業実体が稼得すると予想される将来超過利益の割引現在価値」(Tearney, 1971, p. 44)をのれんの本質とみる論説である。

超過収益力説は、早くも1914年のLeakeの論文で見られる。Leake(1914)は、のれんを次のように定義している。

「のれんの商業上意味は、期待将来超過利益の享受権の割引現在価値(present value of the right to receive expected future super-profit)である。超過利益は、将来の収益や利得が生産に付随するすべての費用⁴⁾を超過すると予想される金額を意味する」(Leake, 1914, p. 82)

その後、Paton and Littleton(1940)ものれんについて次のように言及している。

「ある企業が超過収益力(superior earning power)一すなわち、買受予定者がその企業の有形資産に正常ないし代表的な収益率を適用して計算する結果よりも、多くを獲得する能力一を持っており、そしてこのような超過収益力が、特許権やフランチャイズ等で表されている特定の独占権によって説明できない場合、その企業は、のれんあるいは総体的無形価値を持っていると言うことができる」(Paton and Littleton, 1940, p. 92; 中島省吾訳, 1974, p. 152; 梅原秀継, 2000, p. 10)

「あるゴーイング・コンサーンを購入する価格のうちに含まれているのれんの原価は、本質的には、推定超過収益力をその時の現価に割引した額一予想純益額が問題の有形資産に対して正常収益率を示すに足るだけの利益

額をこえる分一である」(Paton and Littleton, 1940, p. 92; 中島省吾訳, 1974, p. 153)

しかし、のれんの本質に関する超過収益力説は、のれんの本質説ではなく、のれんの評価説であると反論する論者もいる。Gynther (1969, p. 247) は、のれんの超過収益力説でいう「超過利益の割引現在価値」が、のれんそのものではなく、単なるのれんを算定するために一般的に用いられる方法の理論的説明にすぎないと、「超過収益力説」を批判した。

2.2 差額説

差額説は、「企業実体の現在価値と識別可能純資産の現在価値の差額」(Tearney, 1971, p. 45; Gynther, 1969, p. 248) をのれんの本質とみる論説である。梅原秀継 (2000) は、差額説をさらに「総合評価勘定説」と「相乗効果説」に分類している。以下この2説をみることにする。

2.2.1 総合評価勘定説

Canning (1929) は、のれんを「個別的な資源ではなく、当該実体の全体としての価値がその純資産を構成する個々の資産の価値の合計を超過する部分を表す特別評価勘定または総合評価勘定」(Canning, 1929, p. 42) であると解釈している (太田正博他訳, 1992, p. 141)。また、総合評価勘定としてののれんには、「個別的に識別不可能な無形資産」および「純資産の現在価値の測定ミス」が含まれると解釈している (Canning, 1929, p. 42)。Gynther (1969) は、「すべての資産は、その資産から生み出されると予想される将来純キャッシュインフローの割引現在価値で評価される」(Gynther, 1969, p. 248) と述べ、のれんは「企業実体の全体の現在価値と直接に評価可能な純資産の現在価

値との差額である」(Gynther, 1969, p. 248) と述べた。したがって、概念的にのれんは「個別的に (separately) 識別および評価できない純資産の現在価値」(Gynther, 1969, p. 248) である。しかし、実務上個々の将来キャッシュフローを分離することができないため、その割引現在価値は資産価値に接近 (approximate) することしかできない。Gynther (1969, p. 249) は、この接近プロセスでエラーが含まれることになり、事実上、のれんは「個別的に識別不可能な無形資産」および「純資産の現在価値の測定ミス」で構成されると述べ、Canning (1929) と同じ見解を示した。

2.2.2 相乗効果説

Miller (1973) は、のれんが「システムとその部分の単純総計との間の比較不能性」(Miller, 1973, p. 285) から生ずると説明している。報告実体はシステムないし作動構造であり、それは相互に結び付いた諸要素からなり、諸要素は共に機能し、全体的に統合されている。要素の相互作用は相乗効果を生み出すと期待され、普通は、実際に相乗効果を生み出している。(太田正博他訳, 1992, p. 141)

Miller (1973) の相乗効果説は、Canning (1929) や Gynther (1969) の総合評価勘定説に比べて、のれんがシステムの諸要素の相乗効果から生ずると解釈することに特徴がある。

2.3 潜在的無形資産説

潜在的無形資産説は、「一定の無形的資源 (certain intangible resources)」(FASB, 1976, par. 155) をのれんの本質とみる論説である。当該説は、「取得企業が被取得企業の識別可能純資産の現在価値を超える金額で

表1 企業に有利な要因または状況（無形的資源）

1. 優秀な経営チーム	9. 会社スタッフによる慈善事業への貢献や市民活動への参加による共同社会での高い地位
2. 優秀な販売管理者や組織	
3. 競争企業経営者の弱み	10. 競争企業の活動の低落
4. 効果的な広告	11. 他企業との良好な関係
5. 秘密の製造法	12. 戦略的位置
6. 良好な労使関係	13. 才能或は資源の発見
7. 確立した誠実さから生じる良好な信用	14. 有利な課税状況
8. 被雇用者への最高の訓練	15. 有利な政府規制

出所：Catlett and Olson(1968), p.17-18 (武田安弘 (1982, p.319), 梅原秀継 (2000, p.17) 参照)

被取得企業を取得した場合、被取得企業には、取得企業にとっての何らかの価値を持つ資源を保有している」(FASB, 1976, par.155)と考えている。

潜在的無形資産説を単なる超過収益力説の延長 (extension) とみなす論者もいる。なぜなら、超過収益力説を主張するそれら論者が、有利な要因 (factors) または状況 (conditions) を超過収益力に帰属させているからである (FASB, 1976, par.155)。たとえば、Catlett and Olson (1968) は、企業の超過収益力に帰属させるべき可能な有利要因または状況には、表1のようなものが含まれるとしている。

潜在的無形資産説は、表1のように、企業に有利な要因または状況（無形的資源）を見出し、それらをもってのれんを説明する論説である。

3. のれんの評価

のれんの本質が前述のようなものであれば、それに従い如何なる方法で評価されるべきであろうか。以下、それら3説によるのれんの評価を考察する。

3.1 超過収益力説

超過収益力説によるのれんの評価方法には、超過利益年買法、年金法、超過利益還元法等がある。超過利益年買法は、年間の超過利益に一定年数を乗じた積をもってのれんの評価額とする方法である (山本誠, 1989, p.76)。年金法は、超過利益継続期間内における複利年金現価をもってのれん評価額とする方法である (山本誠, 1989, p.76)。超過利益還元法は、将来期待される超過利益の割引現在価値をもってのれんの評価額とする方法である。

超過収益力説によるのれんの定義「超過利益の割引現在価値」に照らせば、超過利益還元法が理論的にもっとも適切なのれんの評価方法といえる。そこで、以下では超過利益還元法のみ検討する。

のれんをG、t期の超過利益をSE_t、資本コスト(割引率)をk、継続期間をnとすると、超過利益還元法によるのれんの計算式は次のとおりである。

$$G = \frac{SE_1}{(1+k)} + \frac{SE_2}{(1+k)^2} + \dots + \frac{SE_n}{(1+k)^n}$$

$$= \sum_{t=1}^n \frac{SE_t}{(1+k)^t} \quad \dots \textcircled{1}$$

毎期の超過利益SE_tは次のように計算さ

れる (E_t : t 期に予想される会計利益, r : 正常利益率 (一般には業界平均利益率), A : 企業の識別可能純資産額)。

$$SE_t = E_t - r \cdot A \quad \dots\dots ②$$

計算式からも明らかのように、超過利益還元法によるのれんの評価額は、 E_t (予想利益), r (業界平均利益率), A (識別可能純資産額), k (割引率), n (継続期間) のような評価因子に左右される。しかし、これら評価因子の見積りは不確実性が高く実行可能性が低いとされている。また、現在、 A (識別可能純資産額) には無形資産が多く加わるようになっているが、無形資産とくに知的財産にも正常利益率をかけるのは、むしろ無形資産の唯一性に反することになると思われる。すなわち、無形資産に正常利益率をかけることは不合理であると思われる。したがって、計算式②を次のように修正する必要があると思われる (A' : 無形資産以外の識別可能純資産額)。

$$SE_t = E_t - r \cdot A' - \text{無形資産による利益} \quad \dots\dots ③$$

計算式③における無形資産による利益の測定はインカムアプローチによる無形資産の測定モデルが定着しない限り、その測定値に信頼性を与えられないと考えられる。したがって、現段階における超過利益還元法によるのれんの測定は困難であるように思われる。

3.2 差額説

差額説によるのれんの評価は、差額説の定義のとおり「企業価値の現在価値と識別可能純資産の現在価値の差額」として評価される。すなわち、差額説によるのれんの評価には、企業価値と識別可能純資産額の二つの評価因子がある。識別可能純資産額の評価は、前述の超過利益還元法におけるものと同じである。

したがって、差額説では、企業価値の評価が (超過収益力説に比べて) 特徴となる。

企業価値の評価方法には、①株価基準法、②資産基準法、③利益還元法、④配当基準法、⑤割引キャッシュフロー法 (DCF 法) があるとされる (梅原秀継, 2000, p. 10)。①の株価基準法は、株式の市場価格に発行株式数を乗じて企業価値とする方法である。②の資産基準法は、識別可能純資産額と超過利益還元法により算定されたのれんの評価額の合計を企業価値とする方法である (したがって、当該方法は差額説としてののれんの評価方法にはならず、超過収益力説による企業価値の評価方法にしかない)。③の利益還元法は、将来の予想利益の割引現在価値を企業価値とする方法である。④の配当基準法は、理論的株価に発行済株式数を乗じて企業価値とする方法である。⑤の DCF 法は、期待将来純キャッシュインフローの割引現在価値を企業価値とする方法である。

これら方法によって企業価値が測定される⁷⁾が、差額説に基づくのれんの評価に用いることができるのは②の資産基準法以外の方法である。このように測定された企業価値と識別可能純資産額の差額をのれんの評価額とする。

3.3 潜在的無形資産説

潜在的無形資産説によるのれんの評価は、のれんを構成する企業に有利な要因または状況 (無形的資源) を個別的に全部識別し、それらの評価額の合計をもつてのれんの評価額とする。しかし、それら項目を全部識別することは困難である。たとえ個別的に全部識別できても、これらの要因または状況の額を適切に評価することは極めて困難である。もし適切な評価が可能であれば、のれんではなく無形資産として個別的に認識されたはずであ

る。例えば、表1の5(秘密の製造法)は、従来はのれんに含まれたが、SFAS141 (pars. 39, A 14)によれば、無形資産として個別的に認識される可能性が高い。SFAS141 (par. 39)では、無形資産が「法・契約要件⁸⁾」もしくは「分離可能要件⁹⁾」を満たす場合、のれんとは別に認識されなければならないと定められている。

4. のれんの再検討

のれんの本質の理解上混乱をもたらす原因は、のれんの本質と評価の混同、のれんの本質と構成要素の混同にあると思われる。従来の論説では、のれんを本質、評価、構成要素別に明確に区分しないことに不合理がみられる。

再び、のれんの3説を詳しく分析してみよう。

超過収益力説では、のれんを「超過利益の割引現在価値」と定義しているが、Gynter (1969)も指摘したように、これは単なる評価説にすぎない。超過収益力説は企業が持っている超過収益力を認めているため、本説によるのれんの本質は「企業の将来超過収益力」と理解したほうがより適切であるように思われる。「超過利益の割引現在価値」はその本質による評価である。すなわち、従来の超過収益力説をのれんの本質と評価に分解するほうが適切であると考えられる。

差額説では、のれんを「企業価値と識別可能純資産額の差額」と定義しているが、これも明らかに評価説である。差額は、のれんの評価額であって、のれんの発生原因ではない。総合評価勘定説でいう「のれんには、個別的に識別できない無形資産と測定ミスが含まれる」とか相乗効果説でいう「のれんはシステ

ムの相乗効果から生ずる」とは、のれん勘定の構成要素分析論であるように思われる。

潜在的無形資産説では、のれんを「一定の無形的資源」と定義するが、Catlett and Olson (1968)の見解のように、超過収益力説の延長とみなしたほうが適切であるように思われる。すなわち、潜在的無形資産説ものれんの構成要素分析の範疇に入れたほうが適切であるように思われる。しかし、潜在的無形資産説をのれんの構成要素分析論とみなしても、理論自体には不足がある。なぜなら、当該説により企業の無形的資源を全部網羅しても、相乗効果というものは残るからである。

以上の分析を踏まえて、のれんの諸説をのれんの本質、評価、構成要素に区分すると表2(次頁)のようになる。

したがって、のれんを次のように解釈することができる。

「のれんの本質は、企業における将来の超過収益力であり、のれんの評価は、現段階では、企業価値と識別可能純資産額の差額として行われている。のれんは、潜在的無形資産および相乗効果により構成される」

しかし、上述の見解に対して、以下のような疑問点があるかもしれない。

- i. のれんのみ超過利益を生み出すとするのは不合理である。
- ii. 超過収益力をのれんとする場合、のれんは「差額」ではなく「超過利益の割引現在価値」で評価したほうが首尾一貫性が保たれる。
- iii. 差額として測定されたのれんには潜在的無形資産、相乗効果以外の構成要素が含まれる。

i) に対しては、実際、のれんは単独で超過

表2 のれんの本質，評価および構成要素

	超過収益力説	差 額 説		潜在的無形資産説
		総合評価勘定説	相乗効果説	
のれんの本質	将来超過収益力	—	—	—
のれんの評価	超過利益の割引現在価値	企業価値と識別可能純資産額の差額		有利な要因・状況の評価額総計
のれんの構成要素	—	潜在的無形資産、測定ミス	相乗効果	有利な要因・状況（無形的資源）

□ 部分が現段階で適切と思われる見解

利益を生み出せない。のれんのみ超過収益を生み出すというのは人為的解釈にすぎない。企業の利益は企業全体の総合的活動によって創造される。のれんが個別的に認識できないため超過利益という形で反映されると思われる。もしも、のれんが個別的に認識されたならば、のれんではなくその他の無形資産として認識されたはずである。

ii に対しては、確かにのれんを将来の超過収益力とみなす場合、「超過利益の割引現在価値」でのれんを評価したほうが本質と首尾一貫するように思われる。ただし、評価問題においては、実務上のことも考慮しなければならない。超過利益還元法による評価の場合、前述のような五つの評価因子を見積らなければならない。また、インカムアプローチによる無形資産の測定が定着しない限り、当該方法によるのれんの測定は不合理である。そのため、実務上では実行可能性が低いとされている。現段階では、実行可能性の高い差額説によりのれんが評価されるが、測定技術の向上により「超過利益の割引現在価値」によるのれんの測定が可能であるように思われる。もしも、超過利益還元法における各評価因子の見積りが正確であり、差額説における各評価因子の測定も正確であれば、両説によるのれんの評価額は同じになると思われる。実際

に、本質と評価の首尾一貫性の欠如はのれんだけの問題ではない。例えば、資産は「将来経済的便益」であるため、将来純キャッシュインフローの割引現在価値で測定されるのが理想的であるが、多くの資産は取得時に市場価格で評価される。市場参加者が合理的な経済人であり、市場が自由であれば、それら資産の時価は、資産から生み出されると予想される将来純キャッシュインフローの割引現在価値と同等であるという仮定が存在しているからである。

iii に対しては、実務上の差額としては、のれんに潜在的無形資産、相乗効果以外の構成要素が含まれるかもしれない。SFAS 141では、実務で認識されてきたのれんの金額には次の6つの構成要素が含まれているとされている。

- ① 買収日における被取得企業の純資産の帳簿価額を超える公正価値の超過額
- ② 被取得企業の未認識のその他の純資産の公正価値
- ③ 被取得企業の既存事業の純資産の相乗効果
- ④ 被取得企業と取得企業の純資産および事業を結合することによる相乗効果
- ⑤ 取得企業による支払対価の過大評価
- ⑥ 取得企業による過大な支払または過小

な支払 (SFAS 141, par. B 102)

この中で、①と②の一部 (未認識であるが認識可能な純資産) は企業結合時、被取得企業の帳簿を修正することでのれんには含まれないことになる。⑤は測定ミスであり、⑥は取引環境によるものであるためのれんの構成要素とは言い難い。測定技術の向上でのれんから削除されるはずである。したがって、③と④の相乗効果 (SFAS 141 (par. B 105) でコアのれん (core goodwill) とされる項目) と②の一部である潜在的無形資産 (未認識であるが認識できない無形的資源) がのれんの構成要素に含まれる。

5. おわりに

本稿では、のれんの本質を明らかにするため、のれんの本質に関する従来の諸説 (超過収益力説、差額説、潜在的無形資産説) を分析整理した上、のれんの本質、評価および構成要素を明らかにした。のれんの本質は企業における将来の超過収益力であり、のれんは企業価値と識別可能純資産額の差額として評価され、のれんは潜在的無形資産および相乗効果により構成される。ただし、測定技術が向上すれば「超過利益の割引現在価値」で測定すべきであると思われる。本稿で導いたのれんの本質、評価および構成要素についての結論は、従来主として論じられてきた買入のれんのみではなく、自己創設のれんを含むすべてののれんに当てはまると思われる。したがって、その結論は、買入のれんのみではなく、自己創設のれんも含めたのれんの認識・測定の諸問題の検討の基礎になると考えられる。

【注】

- 1) 定義 (definition) は、その要素の必要不可欠な特徴を識別しなければならない (SAC 4, par. 9)。そういう意味で、当該のれんの「定義」が本当の定義と言えるかは議論の余地がある。これに関しては後述する。
- 2) 日本の会計基準を例にすると、次の記述からのれんが超過収益力とみなされていることがわかる。
〔前略〕一方、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法は、のれんが超過収益力を表わすとみると、競争の進展によって通常はその価値が減価するにもかかわらず、競争の進展に伴うのれんの価値の減価の過程を無視することになる。〔後略〕 (企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書、三三 (4))
SFAS 141 でも、「差額としてののれんの定義は、のれんとは何かまたは何を表わしているかを説明するのではなく、のれんの原価をどのように計算するべきかを述べている。これは、のれんの本質と測定を混同している」 (SFAS 141, par. B 107) と指摘している。しかしながら、用語解釈 (SFAS 141, par. F 1) では、のれんを「超過額」と記述している。
- 3) なお、この3説以外にも、「企業に対する好意的態度の評価」をのれんの本質とみる論説 (Hendriksen and Van Breda, 1992, p. 640) や「各種の独占関係」をのれんの本質とみる論説 (高瀬, 1933) 等があるが、主流的な論説ではないと考えられ、本稿では取り扱わないことにした。
- 4) 生産に付随するすべての費用には、当期の費用、のれん以外の償却資産の償却費、経営者の報酬、事業の性質に付随するリスクを考慮した資本の投資利益が含まれるとされている (Leake, 1914, p. 82)。
- 5) 計算式①②は、梅原秀継 (2000, p. 10-11) を参照。
- 6) 山本誠 (1989, p. 73) 参照。超過収益還元法は、理想的な評価方法ではあるが、実行可能性が欠けるため、現実ののれん評価実務においては、この方法により求めた評価値だけをもってのれんを一意的に決することはきわめて稀であり、超過収益還元法で求めた評価値と他ののれん評価方法で求めた評価値の平均

値を採用したり，あるいは，それらの各評価値を比較検討し，その中からある特定の値を採択したりして，のれん評価値を決することが多いとされる（山本誠，1989，p.73-74）。

- 7) 実務上どの方法で企業価値が決定されるかは明らかでない。それら方法の総合運用かもしれない。本稿では，企業価値測定の合理的評価方法を導くことを目的としないため，どの方法がより適切であるかの分析はしないことにする。なお，資産基準法，利益還元法，配当基準法は，梅原秀継（2000，p.10-16）でより詳しく紹介されている。
- 8) 無形資産が契約または法的権利から発生する（SFAS 141, par. 39）。
- 9) 無形資産が個別に売却，移転，ライセンスの付与，賃貸，または交換することができる（SFAS 141, par. 39）。
- 10) 被取得企業を値付けする過程で価格をあげるよう動機づけられる場合には過大支払（損失に当たる）が行われ，投売り，焼残り商品の特卖の場合には過小支払（利益に当たる）が行われる（SFAS 141, pars. B 102, B 104）。

【参考文献】

- Canning, J. B. (1929). *The economics of accountancy: A Critical Analysis of Accounting Theory*, Ronald Press.
- Catlett, G. R. and Olson, N. O. (1968). *Accounting Research Study No. 10, Accounting for Goodwill*, AICPA.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). (1976). Discussion Memorandum, *Accounting for Business Combinations and Purchased Intangibles*, FASB, August 19, 1976.
- FASB. (2001). *Statement of Financial Accounting Standards No. 141, Business Combinations*, FASB. [日本公認会計士協会国際委員会訳を参照]
- FASB. (2001). *Statement of Financial Accounting Standards No. 142, Goodwill and Other Intangible Assets*, FASB. [日本公認会計士協会国際委員会訳を参照]
- FASB. (1985). *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, Elements of Financial Statements*, FASB. [平松一夫・広瀬義州(訳). (2002). FASB 財務会計の諸概念. 中央経済社.]
- Gynther, R. S. (1969). Some Conceptualizing on Goodwill. *Accounting Review*, 44(2) : 247-255.
- Hendriksen, E. S. and Van Breda, M. F. (1992). *Accounting Theory, 5th edition*, Richard D. Irwin, Inc.
- Leake, P. D. (1914). Goodwill: It's Nature and How to Value it. *The Accountant*, 2041 (January 17, 1914) : 81-90.
- Miller, M. C. (1973). Goodwill-An Aggregation Issue. *Accounting Review*, 48(2) : 280-291.
- Miller, M. C. and Islam, M. A. (1988). *Accounting Theory Monograph No. 17, The Definition and Recognition of Assets*, Australian Accounting Research Foundation. [太田正博・Joanne Locke (訳). (1992). 資産の定義と認識. 中央経済社.]
- Paton, W. A. and Littleton, A. C. (1940). *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA. [中島省吾訳. (1974). 会社会計基準序説. 森山書店.]
- Public Sector Accounting Standards Board and Australian Accounting Standards Board. (1995). Statement of Accounting Concept SAC4, *Definition and Recognition of the Elements of Financial Statements*, AARF.
- Tearney, M. G. (1971). *A Critical Analysis of Accounting for Goodwill*, University of Missouri-Columbia.
- 梅原秀継. (2000). のれん会計の理論と制度—無形資産及び企業結合会計基準の国際比較—. 白桃書房.
- 企業会計審議会. (2003). 企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書. 企業会計審議会.
- 黒川行治. (1998). 連結会計. 新世社.
- 鈴木一道. (1969). のれん概念についての一考察—ガイッツァーの所説を中心として—. 明治大学大学院紀要, (7) : 446-456.
- 高瀬荘太郎. (1933). グッドウィルの研究. 森山書店.
- 武田安弘. (1982). 企業結合会計の研究. 白桃書房.
- 山本誠. (1989). ノレン評価の会計—超過収益力説と収益還元法を中心として. 大阪商業大学論集, (84) : 63-78.

〔付記〕

第22回国際会計研究学会全国大会の自由論題報告においては，司会の長谷川哲嘉先生および石井

明先生，金田堅太郎先生より貴重なコメントをいただきました。ここに記して感謝申し上げます。